

熊本市郷土文化財制度実施要綱 概要版①

第1条 郷土文化財制度の趣旨

地域の貴重な文化資源を郷土文化財として認定する。
郷土の文化資源を顕彰し、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用する。

第2条 郷土文化財の対象

地域に愛され、慣れ親しまれた文化資源で、地域による継続的な保存等の活動がともなうもの。
文化資源は、地域の歴史や文化を象徴し、文化財の各類型(※2)に該当する、もしくは地域に根差す生活文化等。

第3条 郷土文化財候補の申請

申請者は、所有者または管理者の同意、活動状況等の写真、団体規約等を添付して申請。

第4条 郷土文化財の認定

文化政策課は、申請された文化資源について調査後、教育委員会(文化財保護委員会)に諮問。
教育委員会(文化財保護委員会)は、申請された文化資源に郷土文化財としての価値が認められるか審議。教育委員会が、認定する。

第5条 証書の交付

教育委員会は、認定をした場合、熊本市郷土文化財証書を交付。認定しなかった場合は、その旨を通知。

第6条 郷土文化財の管理

所有者等は、郷土文化財の管理を適切に行い、保存・活用に努める(努力義務。罰則なし)。管理に必要な経費は所有者等の負担。

第7条 滅失又は毀損等の届出

所有者等は、郷土文化財が滅失、毀損又は亡失した場合、速やかに教育委員会に届け出る。

第8条 現状変更及び住所変更の届出

郷土文化財の現状を変更する場合や、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、所在を変更しようとする場合は教育委員会に届け出る。

第9条 所有者等の変更

郷土文化財の所有者等に変更が生じた場合は、教育委員会に届け出る。

第10条 証書の再交付

証書の交付を受けた者が、郷土文化財証書を紛失もしくは亡失等した場合は、教育委員会から再交付を受けることができる。

第11条 郷土文化財の顕彰

熊本市は、郷土文化財の管理に支障がない範囲で広く情報発信を行う。

第12条 郷土文化財の記録

熊本市は、郷土文化財の現状変更等の履歴及び活用について記録。

第13条 郷土文化財の認定の取消

教育委員会は、郷土文化財の認定を取り消すことができる。

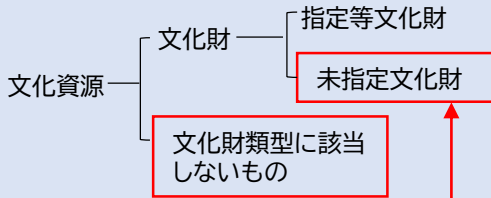
第14条 事務の所管

文化政策課が、郷土文化財制度の運営に関する事務を行う。

(第2条)郷土文化財の認定条件

文化資源

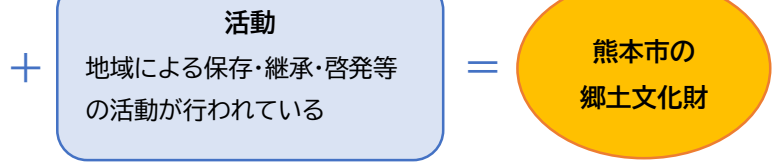
- ▶ 成立後おおむね50年経過
- ▶ 地域の歴史や文化を象徴する
- ▶ 法や条例による指定等を受けていない(※1)
- ▶ 文化財の各類型(※2)に該当する、もしくは地域に根差す生活文化等



この中で、活動がともなうものを郷土文化財の対象とする



- (※1) 文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例による指定、登録、選択、選定及び認定
- (※2) 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財保存技術



有形・無形の文化資源それぞれの認定条件

有形の文化資源

- ・定期的な活動を行っている
- ・今後の活動の継続性がある

無形の文化資源

文化資源は成立時から著しく変化していない、もしくは、成立時から著しく変化しているが、ある程度継続しており地域に根付いている

(第3～5条)郷土文化財認定までの流れ

相談

- ・申請者は、文化資源の所有者または管理者の同意を得ておく。申請には、文化政策課への事前相談が必要。
- ・文化政策課は、申請者の相談を受け、当該の文化資源と活動を調査。また、申請のあった文化資源が所在する、まちづくりセンターへ情報提供。

申請

- ・申請者は、文化政策課へ書類一式を提出。

審議

- ・文化政策課は、申請のあった文化資源について文化財保護委員会に諮問。
- ・文化財保護委員会は、申請のあった文化資源に郷土文化財としての価値が認められるか審議。

通知

- ・教育委員会は、審議の結果を通知。郷土文化財として認定された場合は、証書を交付。

(第6条)管理経費

管理に必要な経費は所有者等の負担。
要望に応じて、民間の助成を案内する。
例)住友財団、朝日新聞文化財団、肥後銀行ふるさと振興基金、明治安田クオリティオブライフ文化財団

(第6条) 助言

教育委員会は、管理及び保護について、所有者等の要望に応じて助言を行う。

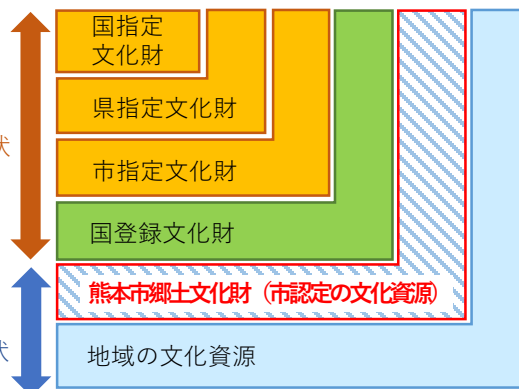
(第6～11条)
指定文化財と郷土文化財制度の違い

郷土文化財制度は、指定文化財制度よりも緩やかな制度。

- ▶ 現状変更は届出制、認定取消は所有者等からの申請で可能。(第7～10条)
- ▶ 熊本市郷土文化財は、熊本市(文化政策課)が広報を行う。(第11条)

指定等文化財
法的な現状変更の制限あり

未指定
法的な現状変更の制限なし



(第11条)
情報発信の方法

- ▶ 市のHP上で周知
- ▶ 看板の設置
- ▶ パンフレットの制作・配布
- ▶ QRコードの設置など

(第13条)取消対象となる項目

- ▶ 郷土文化財としての価値を失ったとき。
- ▶ 法や条例による指定等を受けたとき。
- ▶ 市内に所在しなくなったとき。
- ▶ 所有者等からの取消の申し出があったとき。

熊本市郷土文化財制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市内（以下「市内」という。）で、地域に慣れ親しまれ継承されてきた貴重な文化資源を、熊本市郷土文化財（以下「郷土文化財」という。）として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用していくことを目的とする。

（対象）

第2条 郷土文化財の対象は、地域による保存・継承・啓発等の活動が継続して行われ、地域の歴史や文化を象徴するものとする。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）及び熊本市文化財保護条例（昭和42年熊本市条例第19号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていない、次の各号に掲げるもの、もしくは各号に該当しないが地域に根差す生活文化等、認定に値するものを対象とする。

- （1）有形文化財
- （2）無形文化財
- （3）有形民俗文化財
- （4）無形民俗文化財
- （5）記念物
- （6）文化的景観
- （7）伝統的建造物群
- （8）文化財保存技術

（郷土文化財候補の申請）

第3条 郷土文化財の認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、郷土文化財申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）申請書（様式第1号）
- （2）対象となる文化資源の所有者又は管理者の同意書（様式第2号）
- （3）文化資源の現況及び活動状況を撮影した写真
- （4）活動団体の規約又は会則
- （5）その他、教育委員会が必要と認める書類

（郷土文化財の認定）

第4条 郷土文化財の認定は、熊本市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行う。
2 教育委員会は、郷土文化財の認定にあたり、熊本市文化財保護委員会へ諮問するものとする。

（証書の交付）

第5条 前条による認定をしたときは、教育委員会は熊本市郷土文化財証書を交付する。認定しない場合は、その旨を申請者へ通知するものとする。

(郷土文化財の管理)

第6条 郷土文化財の所有者及び管理者（以下、「所有者等」という。）は、郷土文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 前項の管理に必要な経費は、所有者等の負担とする。

3 所有者等は、郷土文化財の管理や現状変更等の際して、教育委員会に助言を求めることができる。

4 教育委員会は、郷土文化財の所有者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

(滅失又は毀損等の届出)

第7条 郷土文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等は滅失・毀損・亡失届（様式第3号）により、速やかにその事由を具して教育委員会に届け出るものとする。

(現状変更及び所在変更の届出)

第8条 郷土文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び郷土文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等は現状変更・所在変更届（様式第4号）により、教育委員会に届け出るものとする。

(所有者等の変更)

第9条 郷土文化財の所有者等に変更が生じた場合は、新しく所有者等となったものが、所有者等変更届（様式第5号）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(証書の再交付)

第10条 証書の交付を受けた者が熊本市郷土文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、熊本市郷土文化財証書再交付申請書（様式第6号）を教育委員会に提出し、再交付を受けることができる。

(郷土文化財の顕彰)

第11条 熊本市は、郷土文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、郷土文化財に関する情報発信を行うものとする。

(郷土文化財の記録)

第12条 熊本市は、郷土文化財について、熊本市郷土文化財台帳に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録するものとする。

(郷土文化財の認定の取消)

第13条 教育委員会は、郷土文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、郷土文化財の認定を取り消すものとする。

(1) 滅失、毀損等により郷土文化財としての価値を失ったとき。

(2) 郷土文化財が市内に所在しなくなったとき。

(3) 文化財保護法、熊本県文化財保護条例及び熊本市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育委員会は、郷土文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、郷土文化財の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 所有者等からの申し出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定を取り消した場合は、熊本市郷土文化財認定取消通知書により、所有者等に通知するものとする。

(事務の所管)

第14条 制度の運営に関し必要となる事務は、文化政策課が所管する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

熊本市郷土文化財申請書

申請日

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（申請者）住所

連絡先

団体名

代表者氏名

熊本市郷土文化財の認定について、熊本市郷土文化財制度実施要綱第3条第2項の規定により、以下のとおり申請します。

1 申請する文化資源の名称

2 申請する文化資源の所在地もしくは範囲

3 申請する文化資源の種類

☐有形文化財 ☐無形文化財 ☐有形民俗文化財 ☐無形民俗文化財
☐記念物 ☐文化的景観 ☐伝統的建造物群 ☐文化財保存技術
☐その他（ ）

4 申請する文化資源の所有者もしくは保持者氏名（保持団体）

5 申請する文化資源の保存・継承・啓発活動団体名

（注）以下の書類を添付すること。ただし、教育委員会が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- （1）文化資源の所有者からの同意書（様式第2号）
- （2）文化資源の現況を撮影した写真
- （3）文化資源に対する活動状況の写真
- （4）活動団体の規約又は会則
- （5）その他の教育委員会が必要と認める書類

受領したまちづくりセンター名	
受領者 氏名	

概 要 ・ 沿 革 ・ 位 置 図

年 月 日

(宛先) 熊本市教育委員会

(申請者) 団体名

代表者氏名

1 文化資源の概要・沿革

2 申請する文化資源の保存・継承・啓発活動の内容

3 文化資源の位置図

熊 本 市 郷 土 文 化 財 同 意 書

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（所有者） 住所

連絡先

氏名

以下の文化資源を熊本市郷土文化財に申請し、
郷土の宝として顕彰され、まちづくりへ活用されることに同意します。

1 文化資源の名称

2 文化資源の所在地

熊本市郷土文化財滅失・毀損・亡失届

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（届出者）住所

連絡先

氏名

熊本市郷土文化財要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 郷土文化財の名称
- 2 郷土文化財の所在地
- 3 郷土文化財の所有者
- 4 滅失・毀損・亡失の概要

（注）滅失・毀損・亡失の状況が分かる写真を添付すること。

熊本市郷土文化財現状変更・所在変更届

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（届出者）住所

連絡先

氏名

熊本市郷土文化財制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 郷土文化財の名称
- 2 郷土文化財の所在地
- 3 郷土文化財の認定番号
- 4 変更の種類
- 5 現状変更又は所在変更の内容

- 6 現状変更又は所在変更を必要とする理由

- （注）（１）軽微な維持補修であっても外観に影響を与えるような修理については、現状変更を届け出てください。判断に迷うときは文化政策課までご相談ください。
- （２）所在変更の場合は、熊本市郷土文化財認定証書を添付してください。

熊本市郷土文化財（所有者・代表者）変更届

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（新所有者）住所

連絡先

氏名

熊本市郷土文化財制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 郷土文化財の名称

2 郷土文化財の所在地

3 郷土文化財の認定番号

4 現在の所有者・代表者

住所

連絡先

所有者氏名

5 新たに所有しようとする者・代表となる者

住所

連絡先

所有者氏名

6 変更予定年月日

年 月 日

7 変更の理由

（注）熊本市郷土文化財認定証書を添付してください。

熊 本 市 郷 土 文 化 財 認 定 証 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）熊本市教育委員会

（届出者）住所

連絡先

団体名

代表者氏名

熊本市郷土文化財制度実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 郷土文化財の名称
- 2 郷土文化財の所在地
- 3 郷土文化財の認定番号
- 4 再交付の理由

（具体的な理由）

- 5 紛失・亡失・破損・汚損の年月日
年 月 日

（注）破損又は汚損の場合は、熊本市郷土文化財認定証書を添付してください。

有形の文化資源と無形の文化資源について（1）

A 無形の文化資源

モノ(形)としては存在しないが、地域で大切に守られている
歴史的価値のある技術・芸能・信仰・生活文化など

①無形民俗文化財

◆風俗慣習

衣食住・生業・信仰・年中行事などに関すること

【該当例】

- ・阿蘇の農耕祭事(阿蘇市)(国指定)
- ・八代妙見祭の神幸行事(八代市)(国指定)

◆民俗芸能

演劇・音楽等の芸能

【該当例】

- ・肥後神楽(熊本県)(県指定)
- ・野出春日神社大神楽(市指定)
- ・柚木神楽(市指定)
- ・大多尾大神楽(市指定)
- ・立福寺神楽(市指定)
- ・清水菅原神社神楽(市指定)
- ・明徳神楽(市指定)
- ・平山神社神楽(市指定)
- ・白浜岩戸神楽(市指定)
- ・銭太鼓踊り(市指定)
- ・上南部肥後神楽(市指定)
- ・新町獅子舞(市指定)

◆民俗技術

生活・生産に関する用具・用品等の制作技術

【該当例】

- ・別府明礬温泉の湯の花製造技術(大分県)(国指定)
- ・与論島の芭蕉布製造技術(鹿児島県)(国指定)



阿蘇の農耕祭事(文化庁HPより)



肥後神楽



上南部肥後神楽



新町獅子舞



銭太鼓踊り



与論島の芭蕉布製造技術
(文化庁HPより)

②無形文化財

◆芸能関係

- ・音楽、舞踊、演劇その他の芸能
- ・芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法

【県内該当例】

- ・武田流(細川流)騎射流鏑馬(熊本県)(県指定)
- ・小堀流踏水術(熊本県)(県指定)

・肥後ちょんかけ(市指定)

【国内該当例】(いずれも国指定)

- ・人形浄瑠璃文楽三味線
- ・歌舞伎舞踊
- ・古典落語



小堀流踏水術



肥後ちょんかけ

◆工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術

【県内該当例】

- ・肥後象嵌製作(熊本県)(県指定)

【国内該当例】(いずれも国指定)

- ・備前焼
- ・日本刀
- ・刀剣研磨
- ・友禅
- ・螺鈿
- ・輪島塗



武田流(細川流)騎射流鏑馬

③地域に根差す生活文化



◆地域に根差す生活文化

茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

《CHECK POINT》

①、②の項目は、文化財保護法で規定された類型。これらでカバーしきれない文化資源を拾い上げるため、熊本市郷土文化財制度では新たに「地域に根差す生活文化」の項目を設けた。

※保護法には無形の文化財として①、②以外に「文化財の保存技術」という類型もあり。

有形の文化資源と無形の文化資源について（２）

B 有形の文化資源

モノ(形)として存在し、
地域で大切に守られている歴史的価値のあるもの

①有形文化財

◆美術工芸品

工芸品、古文書、彫刻、歴史資料など

【該当例】

- ・木造十一面観音立像(国指定)
- ・阿蘇家文書(国指定)
- ・台付舟形土器(国指定)
- ・加藤清正公肖像像(市指定)

木造十一面
観音立像



◆建造物

建築物、石塔、船、建造物の
模型など

【該当例】

- ・熊本城(国指定)
- ・古今伝授の間(県指定)
- ・大慈寺の宝塔(県指定)
- ・小泉八雲熊本旧居(市指定)
- ・日向六地藏塔(市指定)



大慈寺の宝塔

②有形民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に
用いられる衣服、器具、家屋など

【該当例】

- ・西福寺の庚申塔(県指定)
- ・宇土雨乞い太鼓及び関係資料
(宇土市)(県指定)

- ・妙見宮祭礼神幸行列
関係資料
(八代市)(県指定)
- ・有明海漁撈用具
(佐賀県)(国指定)



妙見宮祭礼神幸行列関係資料
(八代市HPより)

③記念物

◆遺跡

貝塚、古墳、城跡、集落跡など

【該当例】

- ・熊本城跡(国指定)
- ・釜尾古墳(国指定)
- ・熊本藩川尻米蔵跡(国指定)

◆名勝地

庭園、山岳、砂丘など

【該当例】

- ・水前寺成趣園(国指定) ※これは、遺跡にも該当



釜尾古墳

◆自然

動物、植物、地質鉱物、
天然保護区域

【該当例】

- ・タンチョウ(国指定)
- ・寂心さんの樟(県指定)



タンチョウ

④文化的景観

棚田、リング畑、里山、集落など

【該当例】

- ・天草市崎津・今富の文化的景観
(天草市)(国選定)

- ・阿蘇北外輪山中央部の
草原景観
(阿蘇市)(国選定)
- ・別府の湯けむり・温泉地景観
(大分県)(国選定)



天草市崎津・今富の文化的景観
(文化庁HPより)

⑤伝統的建造物群

宿場町、城下町、洋風建築群など

【該当例】

- ・有田町有田内山(製磁町)(佐賀県・国選定)
- ・日田市豆田町(商屋町)(大分県・国選定)



有田町有田内山(製磁町)
(佐賀県有田市HPより)



日田市豆田町(商屋町)
(大分県日田市HPより)

⑥地域に根差す生活文化 に密接に関わるもの

CHECK!



地域に根差す生活文化※と密接に関わる、形があるもの

※地域に根差す生活文化・・・茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

《CHECK POINT》

①～⑤の項目は、文化財保護法で規定された類型。これらでカバーしきれない文化資源を拾い上げるために、熊本市郷土文化財制度では新たに「地域に根差す生活文化」の項目を設け、この生活文化に密接に関わるもの(形があるもの)も認定対象とした。